

ペットフード安全法 届出に関するQ&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。 [リーフレット](#)や[マニュアル](#)をご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

Q.1 どのような場合、ペットフード安全法に基づく届出が必要ですか。

A.1 ペットフードの製造、輸入を行う場合は、届出を提出してください。事業の開始前に、主たる事務所等が所在する都道府県にある地方農政局等へ提出する必要があります。様式、必要書類は、「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」を、提出先は各地方農政局等です。

届出様式は、届出様式一式をダウンロードの上、必要な様式を使用してください。

ペットフードの販売のみ行う場合には、届出は不要ですが、各事業者の責任で、帳簿の備付け、表示の基準、成分規格、製造方法の基準等を遵守する必要があります。

なお、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には製造業者にあたり、製造業者の届出が必要ですので注意してください。

Q.2 弊社の製品は、道の駅や無人お土産売り場で販売予定です。製造業者届の「3（1）販売事業場」はどのように記載すればよいのでしょうか。

A.2 「届出や帳簿に関するマニュアル」p7にあるとおり、貴社の事業場で売上が計上される事業場をいいますが、売上げの管理を行っている事業場又は販売するペットフードが存在する場所を記載してください。本店、支店、営業所など複数の箇所にまたがっている場合は、それらを全て記載してください。

Q.3 届出を行った後に会社の住所等が変更になった場合には、どうすればよいですか。

A.3 届出事項に変更が生じた場合には、変更の日から 30 日以内に変更届を提出してください。

詳細は、「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」を参照してください。

やむをえない理由により 30 日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添えて変更届を提出してください。

変更届等の様式は、届出様式一式をダウンロードの上、必要な様式を使用してください。

Q.4 届出を行った後にペットフードの製造をやめることにした場合は、どうすればよいですか。

A.4 事業をやめた日から 30 日以内に事業廃止届出を提出してください。様式等は、「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」を参照してください。

やむをえない理由により 30 日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添えて事業廃止届出を提出してください。

廃止届等の様式は、届出様式一式をダウンロードの上、必要な様式を使用してください。

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所	011-330-8816
東北農政局	022-745-9383
関東農政局	048-740-5065
北陸農政局	076-232-4106
東海農政局	052-223-4670
近畿農政局	075-414-9000
中国四国農政局	086-227-4302
九州農政局	096-211-9255
内閣府沖縄総合事務局	098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）